

随意契約内容の公表について

京都市上下水道局の随意契約のうち、次の契約を公表します。

1 対象契約

令和5年度下半期（10月～令和6年3月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負に係る契約
- (2) 契約金額が250万円を超える測量・設計等の委託に係る契約
- (3) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

2 公表する内容

- (1) 契約の件名
- (2) 担当所属名
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

契約会計課執務室内及びホームページにおいて閲覧に供します。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
情報漏えい防止システム用ソフトウェアの賃貸借及び保守管理（延長）
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年11月28日
- 4 履行期間
令和6年2月1日から令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
5,880,600円
- 7 契約内容
「情報漏えい防止システム用ソフトウェアの賃貸借及び保守管理」により借り受けているソフトウェアについて、当初契約期間の終了後、引き続いて借り受けるとともに保守管理を行わせるもの。
- 8 随意契約の理由
既存契約の履行のみに使用するための当該ソフトウェアのセットアップ作業や調達等の初期投資に要した経費は償却済であり、同時に新たな契約において、当該ソフトウェアを活用することが可能であることから、他の者と契約を締結するのに比べて、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
株式会社京信システムサービスは、当該ソフトウェアの当初の契約先であることから、同者と締結する必要がある。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
災害用備蓄飲料水 「京のかがやき 疏水物語」 製造委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年1月18日
- 4 履行期間
令和6年1月19日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区道修町2丁目2番6号
大円食品工業株式会社大阪事務所
- 6 契約金額（税込み）
12,145,166円
- 7 契約内容
疏水物語の製造及びそれに伴う水道水の輸送のほか、シュリンクラベル（アルミボトル缶に巻き付けるプラスチックシート）への必要事項の表示印刷、荷造り、保管及び運送の業務。
- 8 随意契約の理由
食品衛生法に基づいた加熱殺菌を行うことができる業者の中で、水道水を原材料に使用し、賞味期限を製造から10年とする490ミリリットルのアルミボトル缶を採用したボトルドウォーターの製造を行うことができる業者が、国内では大円食品工業株式会社に限られていることから、随意契約を採用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
水質第1課 漏水修繕工事（京都市東山区栗田口華頂町3番地 蹴上浄水場敷地内）
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室水質管理センター水質第1課
- 3 契約締結日
令和6年2月20日
- 4 履行期間
令和6年2月20日から令和6年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区一乗寺築田町35番地5 木ノ本ハイツ101号室
株式会社酒井工業
- 6 契約金額（税込み）
2,618,000円
- 7 契約内容
水質第1課の漏水箇所の調査及び修繕工事を実施するものである。
- 8 随意契約の理由
水質第1課の建物で漏水が発生しており、その漏水量が10m³/日とかなりの量にのぼることが発覚した。直営で調査を実施したが、建物外部の埋設配管で漏水している可能性が高いことがわかった。このままでは、建物の不同沈下のみならず地盤沈下で人命に関わる可能性があり、早急に漏水箇所の調査及び修繕が必要である。
このように、緊急の必要により競争入札に付すことができないため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数の契約の相手方の候補者の見積価格を比較し、最も低廉な見積価格を提示した株式会社酒井工業を本工事の契約の相手方とするものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
管路情報管理システム 改修システム初期データ入力業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和5年10月27日
- 4 履行期間
令和5年11月1日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
株式会社管総研
- 6 契約金額（税込み）
17,930,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、令和6年3月末までに、再構築中の管路情報管理システム（以下「新システム」という。）において、水道設備の初期データ入力を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本業務委託で行う初期データ入力は、委託業者が新規に開発したマッピングソフトウェアを用いて行う必要があり、かつ、現在稼働しているシステム（以下「現行システム」という。）に登録済みのデータと令和6年3月29日時点での整合性を合わせることが求められ、精度管理を行い、短期間で実施する必要がある。
本業務をソフトウェア開発業者以外の事業者が行うと、入力業務に遅延が発生するほか、入力データの整合性管理の責任区分があいまいになり、データの信頼性が確保できなくなる。
以上のことから、入力データの信頼性を確保し、新システムの運用を安定的に行うためには、新システムの操作方法や機能を熟知したマッピングソフトウェアの開発業者に契約の相手方が限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
膜ろ過設備修理（細野浄水場）（京都市右京区京北細野町二ノ橋 2-6 細野浄水場）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部施設管理事務所
- 3 契約締結日
令和6年1月18日
- 4 履行期間
令和6年1月18日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府宇治市菟道田中34番地の5
株式会社洛南エンジニアリング
- 6 契約金額（税込み）
7,315,000円
- 7 契約内容
本件は、細野浄水場膜ろ過設備の膜モジュールの取替を行うものである。
- 8 随意契約の理由
細野浄水場の膜ろ過設備の膜モジュールが老朽化の進行のため閉塞し、ろ過機能が低下している。ろ過機能の低下が進行すると水道水の安定供給に支障がでる恐れがあり、市民生活に多大な影響が生じるため、早急に膜モジュールの取替を行い施設の機能回復を図るものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
株式会社洛南エンジニアリングは複数見積りを徴収した結果、最も安価で緊急対応が可能のため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新山科系低区五条幹線配水管布設替（その2-4）工事（京都市右京区西京極郡町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和5年10月25日
- 4 履行期間
令和5年10月26日から令和6年2月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区淀本町206-16
株式会社仁木総合建設
- 6 契約金額（税込み）
47,850,000円
- 7 契約内容
本工事は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所にて施工中の「国道9号京都西共同溝交差点復旧工事」に併せて幹線配水管の布設替えを立坑内等に行うものである。
- 8 随意契約の理由
当該工事区間の水道管路は、交差点復旧工事が施工する共同溝との交差点から施工するが、交差点において壁を穿孔し配水管を布設することから、双方の品質に影響がでないように緻密な位置調整が必要不可欠である。また交差点部において交差点改良工事、各他企業工事との工事の輻輳を避けるために綿密な工程調整が最も重要となってくる。
以上のことから、本工事を交差点復旧工事の請負者が施工することで、工事の輻輳が回避でき安全な施工が確保できる。また他企業との工程調整に要する時間が短縮できるため、工期短縮が可能となることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
弁室改造工事（京都市伏見区桃山町伊庭 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和5年12月7日
- 4 履行期間
令和5年12月8日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区京町北7丁目21番地1
株式会社増田組
- 6 契約金額（税込み）
2,508,000円
- 7 契約内容
本工事は、水道部水道管路課にて施工中の配水管布設替工事に併せて、弁室の維持管理上の適正を図るために改造を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、布設替工事の範囲内で実施するものであり、工事間での経費調整及び路面復旧費の削減が可能となり、有利な価格で契約することができる。また、改造する弁室は、配水管の布設替位置と非常に近接していることから、同一業者での保安全管理及び品質の確保かつ施工責任の明確化を図る必要がある。さらに、一体的な施工を行うことで、布設替工事の進捗に影響を及ぼさないようにするとともに、近隣住民への負担を最小限にすることができる。
以上のことから、本工事を布設替工事の受注者が施工することで、一体的な施工が可能となり、施工責任の所在を明確化することができる。また工事間調整が可能となり、工期を短縮することができるとともに、経費の削減も図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管布設替（その2）工事（京都市山科区西野山百々町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和6年1月15日
- 4 履行期間
令和6年1月16日から令和6年10月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区石田大受町10番地の6
株式会社丸共建設
- 6 契約金額（税込み）
13,090,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局土木管理部河川整備課にて施行中の都市基盤整備事業「西野山川改修（その5）工事」に支障となる配水管の布設替えするものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、ボックスカルバートを伏せ越しする形で新設管を移設するものであり、布設位置は他企業の埋設管、掘削土留、ボックスカルバートとの離隔等、位置関係を綿密に管理して施工する必要がある。また、水道工事は出水期での施工を河川整備課より求められており、限られた期間で効率的に進めなければ、河川工事の進捗に多大な影響を及ぼすこととなる。
以上のことから、本工事を河川改修工事の受注者が施工することで、工事の輻輳を回避でき、着手前の地元折衝、他企業との工程調整に要する時間が短縮できるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新山科系低区五条連絡幹線配水管布設替(その2-3)他工事(京都市右京区西院南高田町 地内)
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和6年3月19日
- 4 履行期間
令和6年3月20日から令和7年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
五洋建設株式会社
- 6 契約金額(税込み)
105,930,000円
- 7 契約内容
本工事は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所にて施工中の「国道9号京都西共同溝発進立坑他工事」に併せて幹線配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由
当該工事区間の水道管路は、発進立坑他工事や同坑内に設置される他企業管路の工事と同一時期に布設する必要があり、綿密な工程調整を行わなければ工事の進捗に多大な影響及ぼす恐れがある。また、立坑内立上り部において、水道管を固定する金具を設置する必要があり、設置位置等について立坑の品質に影響を与えないよう緻密な位置調整が必要不可欠である。
以上のことから、本工事を発進立坑他工事の請負者が施工することで、工事の輻輳が回避でき、安全な施工が確保できるとともに、他企業との工程調整に要する時間が短縮でき、工期の短縮が可能なることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道整備（その5）工事（京都市北区上賀茂菖蒲園町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年11月6日
- 4 履行期間
令和5年11月6日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨新宮町39番地
マスダ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,490,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内においてマンホール蓋高調整要望があったため、当該マンホール等の調査を行ったところ、マンホールの床版及び既設管が損傷していることが判明し、そのままでは道路陥没の恐れがあることから、対策工事を緊急工事として発注するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定について、緊急の必要により競争入札に付することができないため、「緊急工事業者の希望者募集要綱」に基づき、緊急工事業者として登録されており、当番業者であるマスダ株式会社へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
私道内公共下水道管布設（その1）工事（京都市東山区末吉町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年11月10日
- 4 履行期間
令和5年11月11日から令和6年2月8日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区吉祥院池田町3番1
大和エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,974,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において水道管布設工事の際に公共下水道施設を設置してほしいと地元からの要望があり、現地調査の結果、下水道法整備以前のエリアで地元からの依頼書及び土地所有者の承諾書が揃ったので、共同排水設備から公共下水道への入れ替え工事を水道管布設工事に併せて行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、補助配水管布設替工事と同じ私道内で施工するものであり、狭小部かつ限られたスペースでの施工となることから、当該工事と工程調整を行い一体的に施工する必要がある。
そのため、当該工事の施工業者に本件工事を発注することで、施工責任を一元化するだけでなく、地元調整及び工程調整に要する時間の短縮が可能となることから、工期の大幅な短縮と地元住民の負担を最小化することができる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道整備（その6）工事（京都市西京区大枝沓掛町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年11月21日
- 4 履行期間
令和5年11月21日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区大原野小塩町842番地
西山グリーン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
4,763,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において地元から調査依頼があり現地調査を行ったところ、側溝の横断管が管ズレや破損を起こしており、当該箇所からの漏水が判明し、そのままでは家屋等への影響や横断管の閉塞又は道路陥没の恐れがあることから、至急に復旧する対策工事を緊急工事として発注するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定について、緊急の必要により競争入札に付することができないため、「緊急工事業者の希望者募集要綱」に基づき、緊急工事業者として登録されており、当番業者である西山グリーン株式会社へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道整備（その7）工事（京都市東山区小松町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年11月30日
- 4 履行期間
令和5年11月30日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区静海市原町531番地の19
株式会社岡村建設
- 6 契約金額（税込み）
3,080,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において経年管エリアの本管調査を実施したところ、下水道本管の破損が判明し、そのままでは下水道本管の閉塞や道路陥没による二次被害の恐れがあることから、至急に復旧する対策工事を緊急工事として発注するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定について、緊急の必要により競争入札に付することができないため、「緊急工事業者の希望者募集要綱」に基づき、緊急工事業者として登録されており、当番業者である株式会社岡村建設へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
私道内公共下水道管布設替（その4）工事（京都市上京区下堅町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年12月25日
- 4 履行期間
令和5年12月26日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区朱雀分木町3番地
株式会社宮崎水道工業所
- 6 契約金額（税込み）
9,636,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において、私道内の公共下水道管が老朽化による詰まりや本管破損、ズレにより流水機能に支障をきたしているため、布設替での改良工事を行い流水機能の回復を図るものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、補助配水管布設替工事と同じ私道内で施工するものであり、狭小部かつ限られたスペースでの施工となることから、当該工事と工程調整を行い一体的に施工する必要がある。
そのため、当該工事の施工業者に本件工事を発注することで、施工責任を一元化するだけでなく、地元調整及び工程調整に要する時間の短縮が可能となることから、工期の大幅な短縮と地元住民の負担を最小化することができる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その6）工事（京都市右京区西院金槌町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年1月29日
- 4 履行期間
令和6年1月30日から令和6年4月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨大沢柳井手町28-7
不破建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
2,860,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において、水道部水道管路課が発注する路面復旧工事に際し、当該人孔鉄蓋の高さ調整や現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工事調整に要する時間短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約一覧表

| 整理番号 | 契約日 | 件名 | 契約金額(税込) (単位:円) | 担当所属名 | 契約の相手方の名称 | 根拠法令 |
|------|------------|---|--------------------|-----------------------------|--------------|-------------------------|
| 001 | 令和5年10月04日 | 公共下水道管布設替(その3)工事 (京都市伏見区深草池ノ内町 他地内) | 11,990,000 | 上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター | 株式会社塚本組 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号 |
| 002 | 令和5年10月06日 | 人孔上部整備(その8)工事 (京都市伏見区深草大亀谷東安信町他 地内) | 2,684,000 | 上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター | 有限会社HOU E I | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号 |
| 003 | 令和5年11月29日 | 人孔上部整備(その10)工事 (京都市伏見区深草加賀屋敷町 地内) | 4,565,000 | 上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター | 有限会社キッズ建設 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号 |
| 004 | 令和5年11月29日 | 人孔上部整備(その11)工事 (京都市山科区西野山中臣町 他地内) | 8,415,000 | 上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター | 光工業株式会社 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号 |
| 005 | 令和5年12月05日 | 人孔上部整備(その9)工事 (京都市伏見区中島堀端町他 地内) | 7,920,000 | 上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター | コスモ建設工業株式会社 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号 |
| 006 | 令和5年12月05日 | 公共下水道管渠施設整備(その4)工事 (京都市山科区四ノ宮神田町 他 地内) | 2,860,000 | 上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター | 協栄建設株式会社 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号 |
| 007 | 令和5年12月27日 | 人孔上部整備(その7)工事 (京都市下京区玉津島町 地内) | 2,860,000 | 上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター | 日新建工株式会社 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号 |
| 008 | 令和6年02月06日 | 人孔上部整備(その14)工事 (京都市山科区勸修寺下ノ茶屋町 他地内) | 6,380,000 | 上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター | 京都体育施設株式会社 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号 |
| 009 | 令和6年02月28日 | 人孔上部整備(その12)工事 (京都市山科区大宅御所田町 他地内) | 6,930,000 | 上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター | ワールド建設工業株式会社 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道管布設替（その3）工事（京都市伏見区深草池ノ内町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年10月4日
- 4 履行期間
令和5年10月5日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市東山区本町15丁目286番地
株式会社塚本組
- 6 契約金額（税込み）
11,990,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において建設局道路建設部道路環境整備課が施工する歩道整備工事（六地藏竹田線他）に際し、経年劣化した下水道の取付管布設替及び鉄蓋の交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、歩道整備工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、歩道整備施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その8）工事（京都市伏見区深草大亀谷東安信町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年10月6日
- 4 履行期間
令和5年10月7日から令和5年12月21日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区下鳥羽中円面田町24
有限会社HOU E I
- 6 契約金額（税込み）
2,684,000円
- 7 契約内容
本件工事は、建設局伏見土木みどり事務所が施工する舗装道補修工事（桃山東経13号線）に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び旧規格の鉄蓋取替を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該道路工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その10）工事（京都市伏見区深草加賀屋敷町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年11月29日
- 4 履行期間
令和5年11月30日から令和6年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区羽束師古川町425番地4
有限会社キッズ建設
- 6 契約金額（税込み）
4,565,000円
- 7 契約内容
本件工事は、上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び耐用年数を超えた旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該復旧工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その11）工事（京都市山科区西野山中臣町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年11月29日
- 4 履行期間
令和5年11月30日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田中島町5番地
光工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,415,000円
- 7 契約内容
本件工事は、上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び耐用年数を超えた旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該復旧工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その9）工事（京都市伏見区中島堀端町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年12月5日
- 4 履行期間
令和5年12月6日から令和6年6月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区桂畑ヶ田町84番地
コスモ建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,920,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において上下水道局水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同整備工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道管渠施設整備（その４）工事（京都市山科区四ノ宮神田町 他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和５年１２月５日
- 4 履行期間
令和５年１２月５日から令和６年３月１５日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区淀池上町１７４番地の７１
協栄建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
２, ８６０, ０００円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において既設下水道施設の破損が確認され、道路陥没の危険性が高く、流下機能低下の懸念があるため、早急に改善を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、緊急に対応を行う必要があり、競争入札に付すことができないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第５号
- 10 契約の相手方の選定理由
緊急業者に係る施行につき、当該緊急業者である協栄建設株式会社へ施行を依頼するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その7）工事（京都市下京区玉津島町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年12月27日
- 4 履行期間
令和5年12月28日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市北区紫竹北大門町72番地1
日新建工株式会社
- 6 契約金額（税込み）
2,860,000円
- 7 契約内容
本件工事は、建設局南部土木みどり事務所が施工する舗装道補修工事（烏丸通）に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該道路工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その14）工事（京都市山科区勸修寺下ノ茶屋町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年2月6日
- 4 履行期間
令和6年2月7日から令和6年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田中島町5番地の1
京都体育施設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,380,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において上下水道局水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同整備工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その12）工事（京都市山科区大宅御所田町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年2月28日
- 4 履行期間
令和6年2月29日から令和6年6月18日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽南岩ノ本町21番地
ワールド建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,930,000円
- 7 契約内容
本件工事は、建設局東部土木みどり事務所が施工する舗装道補修工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び旧規格の鉄蓋取替を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該道路工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
鳥羽 A系最終沈殿池汚泥かき寄せ機修理（その2）（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第1課
- 3 契約締結日
令和5年12月1日
- 4 履行期間
令和5年12月1日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原3丁目5番24号
株式会社前澤エンジニアリングサービス 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
6,820,000円
- 7 契約内容
本修理は、A系最終沈殿池3号池に設置されている汚泥かき寄せ機の各部が、長期の連続使用により著しく劣化し、処理作業に支障をきたしているため、設備機能の回復を図るものである。
- 8 随意契約の理由
鳥羽水環境保全センターに設置されたA系最終沈殿池3号池の汚泥かき寄せ機が長期使用により破損し、運転が不可能となった。その結果、3号池を通水停止とせざるを得ず、全体の処理能力低下により放流水質が悪化し、市民生活に支障を来たすおそれがあることから、緊急に修理する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の理由から緊急を要するため、競争入札参加有資格者に登録されている業者数件に連絡した結果、早急に対応可能な業者のうち、最も見積りが安価であった株式会社前澤エンジニアリングサービスを選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
鳥羽 汚砂洗浄設備沈砂分離機修理（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第2課
- 3 契約締結日
令和5年10月19日
- 4 履行期間
令和5年10月19日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号
住友重機械エンバイロメント株式会社 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）
7,700,000円
- 7 契約内容
沈砂分離機が長年の使用により劣化し、運転に支障を来しているため、修理するものである。
- 8 随意契約の理由
鳥羽水環境保全センターに設置されている汚砂洗浄設備の沈砂分離機が経年劣化により故障した。本設備は市内の排水溝や雨水桝から回収した汚砂や水環境保全センターで発生した沈砂を受け入れ、処理する設備である。本設備が稼働しないと排水溝や雨水桝の清掃及び水環境保全センターでの適切な下水処理ができず、市民生活及び環境へ多大な影響を及ぼす恐れがある。
したがって、修理を緊急に実施するため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
登録業者数件に問い合わせた結果、機材の手配に迅速な対応が可能であり、最も安価であった住友重機械エンバイロメント株式会社を本修理の契約の相手方とするものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京北浄化センター 設備周辺手摺等修理（京都市上下水道局下水道部京北浄化センター）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所
- 3 契約締結日
令和5年12月28日
- 4 履行期間
令和5年12月28日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区大塚丹田32番地5
株式会社京滋機械工業
- 6 契約金額（税込み）
8,030,000円
- 7 契約内容
京北浄化センターに設置されている木製手摺フェンス等が長年の使用により破損しているため、修理を行うものである。
- 8 随意契約の理由
京北浄化センターの設備周辺に設置されている手摺、フェンス等が長期の使用により破損し、危険な状態である。
このままでは、墜落等維持管理に重大な支障を来す恐れがあることから、緊急に修理・復旧する必要があるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
競争入札参加資格有資格者名簿の登録業者のうち、修理工法及び機材の手配を含め迅速に対応できる数社に連絡した結果、最も見積もりが安価であった株式会社京滋機械工業を選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市雨水管理方針検討業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部計画課
- 3 契約締結日
令和5年11月22日
- 4 履行期間
令和5年11月23日から令和6年12月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府吹田市江坂町1丁目23番101号
株式会社日水コン 大阪支所
- 6 契約金額（税込み）
36,300,000円
- 7 契約内容
京都市の雨水管理総合計画を作成するために、各種条件整理を行い、今後の雨水管理に関する目標設定・対策検討を行うための基礎資料を取りまとめるものである。
- 8 随意契約の理由
本業務で中心となる鳥羽処理区（合流区域）は複雑な施設計画をしており、その特性把握、基礎調査、データ整理に時間と人工を要する。そのため、鳥羽処理区の合流改善計画（浸水対策を含む）などの業務を履行した業者に本業務を委託した場合、他の者と契約を締結する場合に比べ、著しく有利な価格で契約を締結できることから、株式会社日水コンを契約の相手方として随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道施設マネジメント支援システム改修委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部計画課
- 3 契約締結日
令和6年1月11日
- 4 履行期間
令和6年1月12日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646
パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所
- 6 契約金額（税込み）
7,700,000円
- 7 契約内容
本市では、下水道施設におけるマネジメント推進のため、施設マネジメント支援システム（以下「本システム」という。）を構築し、施設・設備のデータベース化を図っている。本業務は、本システムの機能向上を目的とした改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
現機能を確保したうえで改修を行うには、本システムのプログラムなど他の業者が有し得ない専門的な知識及び技術等が必要であり、その内容を熟知しているのは開発業者のみであるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
安祥寺川排水区雨水排水検討（その2）業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部計画課
- 3 契約締結日
令和6年1月26日
- 4 履行期間
令和6年1月27日から令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338番地
日本工営株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,505,000円
- 7 契約内容
山科北部安祥寺川排水区の雨水排水の増強・能力向上のため、バイパス管の設置を計画するものである。京都府京都土木事務所発注の河川改修詳細設計の河川改修用地の一部を発進立坑用地として利用する計画である。
- 8 随意契約の理由
本業務では、府委託の河川改修用地内での施工条件に合わせたバイパス管の計画を行うため、下水道の知見のみならず、河川改修に関する知見および安祥寺川河川改修の計画に関する理解が必要となる。
このため、府委託の河川改修詳細設計業務を受注した業者に本業務を委託した場合、河川関連基礎調査や計画把握の費用を削減でき、他の者と契約を締結する場合に比べ、著しく有利な価格で契約を締結できることから、日本工営株式会社を契約の相手方として随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

下水道管路調査のデータの効率的な蓄積手法に関する調査研究

2 担当所属名

上下水道局下水道部計画課

3 契約締結日

令和6年3月18日

4 履行期間

令和6年3月19日から令和7年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府宮津市文殊179-1

株式会社NJS

6 契約金額（税込み）

17,050,000円

7 契約内容

本業務は、地理情報システムを活用した管路調査の支援システムを構築し、管口カメラなどの撮影作業及び写真整理作業の簡略化並びに効率的なデータ蓄積手法の検討や課題の抽出等を行うものである。

なお、本業務の内容には、本仕様書に記載している事項のほか、受託者がプロポーザル審査時に提出した企画提案書の内容を全て含むものとする。

8 随意契約の理由

本件は、下水道管路調査のデータの効率的な蓄積手法に関する調査研究の業務委託を行うものである。この業務の委託事業者の選定に当たっては、主として価格以外の要素（契約の目的物である調査報告書等の性能）における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用し、この方式により選定した事業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

この業務の委託事業者の選定に当たって実施した公募型プロポーザル方式の手続きにおいて、株式会社NJSから提案を受け、当該事業者の提案内容について当局で定めた評価基準に基づき評価を行った結果、本件の委託先として適当であると判断したものである。